

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 平成22年6月30日                       |
| 【会社名】          | 株式会社コメリ                          |
| 【英訳名】          | KOMERI CO.,LTD.                  |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 捧 雄一郎                    |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                      |
| 【本店の所在の場所】     | 新潟県新潟市南区清水4501番地1                |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長捧雄一郎は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社グループの財務報告に係る内部統制は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）の「内部統制の基本的枠組み」に基づき、整備及び運用されております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、事業年度末日である平成22年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

評価手続としては、全社的な内部統制の評価を行い、その結果をふまえ、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。業務プロセスの選定後は、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を当該業務プロセスの分析により識別し、その識別した要点の整備及び運用状況を評価することで内部統制の有効性評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果をふまえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスの評価範囲は、連結売上高を指標に、その概ね9割に達しているホームセンター事業に係る全ての拠点を重要な事業拠点とし、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「受取手形及び売掛金」「商品及び製品」「支払手形及び買掛金」「売上高」「売上原価」に至るプロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価の対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

当該評価手続を実施した結果、平成22年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。